

第3章 施策の推進方向

第1節 最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向けたさまざまな取組みを進めていきますが、特に次の3つの分野を最重点施策として、引き続き、強力的に推進します。

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

長期にわたって入所施設や精神科病院に入所・入院していることにより、地域生活をイメージできず、地域生活への移行を希望されない例が見られます。そのような方にも具体的なイメージが可能となる体験や働きかけ等を通じて、本人の意思形成と意向確認を丁寧に行っていくことが重要です。

こうした機会や地域とのつながりもないまま、地域生活基盤の整備の遅れによって施設等での生活を余儀なくされることなく、本人の希望に応じて地域生活を送れるようにするため、一層強力的に地域移行を推進していきます。

また、地域移行は、「施設等から生活の場を移すための支援」だけではなく、個々人が地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」の支援でもあることから、安心して地域で暮らし続けることを含めて支援をしていきます。

さらに、地域移行の本質は、地域での生活基盤の整備とそれを担う人材の確保、充実にあることを認識し、地域での住まいの場をはじめ、介護や日中活動の場などのさまざまなサービス、権利擁護システム等を整備していきます。

【数値目標（平成32年度）】

○入所施設からの地域生活への移行

- ・地域移行：平成28年度末時点の施設入所者数の10.9%以上
- ・入所者数の減少：平成28年度末時点の施設入所者数の2.4%以上

【数値目標（平成32年度）】

○精神科病院からの地域生活への移行

- ・大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての保健所圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・平成32年度の1年以上長期入院患者数を平成28年度から1,000人減
- ・入院後3ヶ月時点の退院率：69%以上
- ・入院後6ヶ月時点の退院率：84%以上
- ・入院後1年時点での退院率：90%以上

【数値目標（平成32年度）】

- ・市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

2. 障がい者の就労支援の強化

働くことは、経済的自立に資するのみならず、生きがいや社会とのつながり、自己実現という観点からも大きな意義があります。

また、今後、生産年齢人口の減少や高齢者人口の急増、さらには人口そのものが減少し、産業、都市構造、人々の暮らしなどに大きな変化や影響が生じることが懸念される我が国においては、より多くの障がい者がそれぞれの役割を持ち、能力を発揮できる社会を構築していくことが重要です。

そのため、障がい種別や障がいの程度、特性、個々の適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化を図ります。

さらに、就労、就業への支援にとどまらず、安心して働き続けることができるよう、また、離職したとしても再就職ができるよう、きめ細かく支援します。

とりわけ、平成30年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅に増加している精神障がい者、発達障がい者の就労者に対して、障がい特性を踏まえた職場定着支援が重要な課題となっています。

【数値目標（平成32年度）】

- ・福祉施設からの一般就労者数：1,700人以上
- ・就労移行支援事業の利用者数：3,777人（平成32年度末時点）以上
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上
- ・就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ（開設から24ヶ月以内の事業所を除く）
- ・就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率：80%

3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実

一般に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいを「3障がい」と表現していますが、近年では、精神障がいの一類型である発達障がいや高次脳機能障がいといった障がいも注目されています。これらは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来の精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

障がい児に対する支援は成人に対する支援とは異なる部分があり、保護者も含め家族単位で支援することが必要ですが、これまでサービス基盤の整備が遅れてきたことは否めません。

加えて、高度医療の進展等に伴い、医療的ケア児や、医療依存度の高い重症心身障がい児者等が増加傾向にある中、地域での安心した暮らしや、家族の負担を軽減するための基盤整備が急務となっています。

さらに、視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者については、日常生活や社会参加を支えていく上で、コミュニケーションや移動の支援など、盲ろう者の障がい特性に応じた支援を一層充実させていくことが重要です。

なお、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に 130 疾病の難病等が追加され、以降、対象者が拡大し、平成 30 年 4 月からは 359 疾病となっています。引き続き、難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題となっています。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・児童発達支援センター設置市町村数：43
- ・保育所等訪問支援実施市町村数：43

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43

【数値目標（平成 30 年度）】

- ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する大阪府の協議の場を設置
- ・医療的ケア児等に関する保健所圏域等での協議の場を充実
- ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置

【数値目標等（平成 32 年度）】

- ・家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合：7%（29 年度）⇒16%（32 年度）
- ・高次脳機能障がい者に対する支援のため、地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布